# 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則 (平成15年細則(調)第8号) に基づき下記のとおり公示します。

2025年1月29日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事

記

- 1. 公示件名:アルバニア国デジタル利活用によるジェンダー視点に 立った金融包摂・ビジネス開発促進プロジェクト
- 2. 競争に付する事項:企画競争説明書第1章1. のとおり
- 3. 競争参加資格:企画競争説明書第1章3. のとおり
- 4. 契約条項: 「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
- 5. プロポーザル及び見積書の提出: 企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
- 6. その他:企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書

業 務 名 称:アルバニア国デジタル利活用によるジェンダー視点に

立った金融包摂・ビジネス開発促進プロジェクト

調達管理番号 : 24a00748

# 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法 (企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を 選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に 係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年1月29日 独立行政法人国際協力機構 国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

# 1. 競争に付する事項

- (1)業務名称:アルバニア国デジタル利活用によるジェンダー視点に立った金融 包摂・ビジネス開発促進プロジェクト
- (2) 業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款:
- (〇) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、 消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに 積算してください。(全費目不課税)

### (4) 契約履行期間(予定):2025年4月14日 ~ 2028年4月28日

上記の契約履行期間の分割案は、JICA の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が 12 ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

#### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1)第1回(契約締結後):契約金額の12%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降):契約金額の12%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降):契約金額の12%を限度とする。
- 4) 第4回(契約締結後37ヶ月以降):契約金額の4%を限度とする。

# (6) 部分払いの設定<sup>1</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの 時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度(2026年2月頃)
- 2) 2026年度(2027年2月頃)
- 3) 2027年度(2028年2月頃)

# 2. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部 ジェンダー平等・貧困削減推進室

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日田	寺		
1	資料ダウンロード期限	2025年	2月	4日	まで
2	企画競争説明書に対する質	2025年	2月	4日	12時まで
	問				
3	質問への回答	2025年	2月	7日	
4	本見積書及び別見積書、プロ	2025年	2月	21日	12時まで
	ポーザル等の提出期限日				
5	プレゼンテーション	2025年	2月	27日	16時~
6	評価結果の通知日	2025年	3月	5日	
7	技術評価説明の申込日 (順位	評価結果	果の通	短知メー	-ルの送付日の翌日か
	が第1位の者を除く)	ら起算して7営業日まで			
		(申込先:			
		https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM)			
		※2023年	7月公	示から	変更となりました。

# 3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」 最新版を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

## (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者と します。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規 定する競争参加資格要件のうち、1)全省庁統一資格、及び2)日本登記法人は求め ません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、 プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表 者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めませ ん。

# 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\_%E6%93%8D%E4%BD%9
C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%
AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf
提供資料:

・第3章 プロポーザル作成要領に記載の配付資料

# 5. 企画競争説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限
  - 1)提出期限:上記2. (3)参照
- 2) 提出先 : https://forms.office.com/r/JdbFzDnLEJ

- 注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。
  - (2) 質問への回答
- 上記2. (3)日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <a href="https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1">https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1</a>)

# 6. プロポーザル等の提出

- (1)提出期限:上記2. (3)参照
- (2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

( https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\_%E6%93%8D%E4%BD%9 C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5% AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- 1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料
  - ① 電子データ (PDF) での提出とします。
  - ② プロポーザル等は<u>パスワードを付けずに格納</u>ください。 本見積書と別見積書は<u>PDFにパスワードを設定</u>し格納ください。ファイル名は「24a00123\_〇〇株式会社\_見積書(または別見積書)」としてください。
  - ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
  - ④ 別見積については、「第3章4. (3)別見積について」のうち、1)の経費と2)~3)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください(ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。
  - ⑤ 別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案)がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- (3)提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (https://partner.jica.go.jp/)

(ただし、パスワードを除く)

- (4)提出書類
  - 1) プロポーザル・見積書
  - 2) プレゼンテーション実施に必要な資料
  - 3) 別提案書(第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合)

# 7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」 技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1)評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・ 斟酌されます。

1)業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点)について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

# 8. 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2. (3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

# 9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

# 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書IIとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

# 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

# 1. 企画・提案を求める水準

# 【JICAが主な活動レベルまでを提示する場合】

図 応募者は、本特記仕様書(案)に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録(以下、「R/D」)で設定したプロジェクトの**目標、成果、主な活動に対して**、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

▶本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項		
	ABA(農業ビジネス支援、Agro	第4条 業務の内容		
	Business Assistance)デジタル	2. 本業務にかかる事項		
	プラットフォームの認知度を高め	(1)プロジェクトの活動に関する		
	るための戦略・手法および現地連	業務		
	携団体(想定)	①成果1に関わる活動1		

2	ABA のサービス改善に向けた、デ	第4条 業務の内容
	ジタルプラットフォームから得ら	2. 本業務にかかる事項
	れるデータの利活用の手法提案	(1)プロジェクトの活動に関する
		業務
		②成果2に関わる活動
3	パイロット事業(案)1つについ	第4条 業務の内容
	て、ABA デジタルプラットフォー	2. 本業務にかかる事項
	ムの提供する非金融サービスと、	(1)プロジェクトの活動に関する
	貯蓄信用組合 FED invest の金融	業務
	サービスの相乗効果創出方法の提	③成果3に関わる活動
	案	
4	ABA デジタルプラットフォームの	第4条 業務の内容
	中期事業計画策定に向け、検討す	2. 本業務にかかる事項
	べき事項の提案	(1)プロジェクトの活動に関する
		業務
		④成果4に関わる活動

#### 3. その他の留意点

- ▶ プロポーザルにおいては、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリットについての説明を必ず記述してください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
- ① 特殊傭人費(一般業務費)での傭上。
- ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置(個人。法人に所属する個人も含む) (第3章「2.業務実施上の条件」参照)。
- ③ 共同企業体構成員としての構成(法人)(第1章「3.競争参加資格」参照)。
- ▶ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書(案)記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

▶ 図 プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調 査報告書等の関連資料を参照してください。

# 【2】特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な 「特記仕様書」を作成します。)

## 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

#### 第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

・詳細計画策定調査実施時期:2024年7月

·RD署名:2024年11月27日

図別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書(案)」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書(案)」の記載が優先される。

### 第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

- 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項
  - (1) 先行案件の成果活用

JICAは、2017年から2022年にかけて、アルバニアの小規模農家の生計向上に寄与することを目的とした技術協力「小規模農家金融包摂プロジェクト」を実施した。その実施機関である貯蓄信用組合FED investは、農村部に広範なネットワークを持ち、現在も当該プロジェクトで設立されたABAセンターおよびABAデジタルプラットフォームを通じてビジネス開発サービス (BDS)を提供している。金融包摂の改善とBDS提供の拡大のために

は、先行案件の成果を踏まえ、このFED investのネットワークや、ABAデジタルプラットフォームを活用することが必要である。

# (2) 持続性(財務・運営上)の確保

ABAデジタルプラットフォームのオペレーションは、端緒についたばかりで、マーケティング、財務、組織面含めその持続性に課題が残っていることが、先行案件終了時から指摘されている。特に、現在ABAデジタルプラットフォームは全ての非金融サービスを無料で提供しており、収益を生み出す手段がない。ABAデジタルプラットフォームの運営や、運営費の捻出は、貯蓄信用組合FED investが担っているが、自立発展的な取組をできるほどの予算配分は為されていない。上記を踏まえ、成果1では、ABAデジタルプラットフォームの認知度向上、成果2では既存のサービスの改善、成果3では新規サービスの開発を試行して、利用する顧客基盤の強化を行い、成果4を通して策定されたABAデジタルプラットフォームの中期事業計画により、財務面、運営面の持続性を担保することを目指す。プロジェクト実施中は、成果4を見据え、成果1、2、3においてもそれぞれの活動の持続性を担保しつつ進める必要がある。

# (3) 金融サービスと非金融サービスの相乗効果の発現

通常、ABAデジタルプラットフォームは非金融サービスであるBDSを提供しているが、運営母体であるFED investの金融サービスの利用者を増加させることも期待される。成果2と成果3の中で、ABAデジタルプラットフォームの既存のサービスの改善と、パイロット事業を通じたBDS提供強化のための新サービス開発を行うが、それぞれの活動がどのようにFED investの金融サービス利用を促進するか、という点も重視して実施する必要がある。特に成果3のパイロット事業では、金融と非金融の両サービスを統合したサポートパッケージの開発が期待される。

#### (4) 実施機関の体制

本プロジェクトは、経済・文化・イノベーション省(Ministry of Economy, Culture, and Innovation。以下「MEKI」という。)を実施機関として実施する。それに加え、農村部に広範なネットワークを持つ貯蓄信用組合FED investも実施機関として、日常的に事業に携わる。

なお、MEKIの主な役割は、プロジェクトの全体的な監督であり、JCCに 参加し、モニタリングシートを通じて活動計画の見直し等に参画する。そ の他にも、成果1ではABAデジタルプラットフォームの認知度向上のため、MEKIの持つバリューチェーンアクター、輸出業者、ドナー、その他の関連機関とのネットワーキングの活用が期待される。成果3のパイロット事業の選定については、MEKIもFED investとともに議論に参加する他、パイロット事業の成果の広報・普及を支援する。成果4でのMEKIの役割は、ABAデジタルプラットフォームの中期事業計画の実施ロードマップの作成支援、およびそこで規定されるMEKIが実施する必要のある業務を実施することである。その他、成果2や成果3の活動を含む事業の現場での実施は、FED investが主導する。

### (5) 若者、女性への裨益

アルバニアの経済発展にとっては、農業やビジネスに関する必要な技術や知識を、若者が身につけることが不可欠である。また近年、海外移住や季節移住をする男性が増加していることから、農村における女性の役割はより重要になっている。そのため、本事業実施においては、若者と女性への裨益を重視する必要がある。特に、女性、若者の現状と課題の調査・分析を十分に行ったうえで、ABAデジタルプラットフォームが提供するBDSを活用したサービスを提案するとともに、金融リテラシーやデジタルリテラシーといった面における、若者や女性の能力を強化して経済的エンパワメントに貢献することが求められる。

## (6) データの活用

ABAデジタルプラットフォームから得られるデータの活用は、小規模農家や農業関連零細中小企業のニーズに応えるために必要である。現状、非金融サービスの利用状況についてABAデジタルプラットフォームからはデータが得られるものの、そのデータは効果的に活用されてはおらず、ABAデジタルプラットフォーム運営上のPDCAサイクルへ落とし込まれてはいない。成果2を通じて、既存の非金融サービスの改善を行い、ABAデジタルプラットフォーム利用者のロイヤリティを高めることが想定されているが、その中で特に利用者から得られるデータの活用についても検討する。データが活用されれば、FED investが提供する金融サービスにより効率的に顧客を誘導することが可能となり、顧客基盤の強化につながる。そのため、ABAデジタルプラットフォームの持続発展にとって極めて重要である。なお、成果2だけでなく、成果1、3、4においても、得られるデータを活用し、活動や成果品の中に組み込んでいくことが求められる。

# (7) プロジェクト成果の農業・金融セクターへの共有

MEKIは、他の省庁含む政府機関、輸出業者、サプライチェーン・バリューチェーン関係者、学界、業界団体の中で、広範なネットワークを持っている。プロジェクトは、これらのネットワークとFED investの農村部におけるネットワークを活用し、幅広い農業ビジネス関係者の間で、ABAデジタルプラットフォームの認知度を高めて、顧客基盤の強化を図る。プロジェクト終了時には、プロジェクトで得られた経験と教訓を、これらネットワークに積極的に共有することにより、アルバニア農村部の小規模農家および農業関連零細中小企業に教訓が活用され、利益をもたらすことを意図している。経験と教訓の中では特に、成果3のパイロット事業を通じて開発された、金融・非金融サービスを含むサポートパッケージについては、パイロット事業を行った地域以外にも順次ドナーやFED investによって活動が拡大されることが期待される。

## 第4条 業務の内容

## 1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

### 2. 本業務にかかる事項

- (1) プロジェクトの活動に関する業務
- ① 成果1に関わる活動

活動1-1:ABAデジタルプラットフォームの認知度とパートナーシップ構築のためにアプローチすべき組織のリストが、MEKIとFED Invest/ABAセンターによって共同で作成される。

活動1-2:対象組織に対する認知度向上、パートナーシップ構築活動がMEKIと FED Investによって、共同で、あるいは単独で計画される $^2$ 。

活動1-3: 計画された認知度向上、パートナーシップ構築活動が、MEKIとFED Investによって、共同で、あるいは単独で実施される。

活動1-4:FED Investと選定された組織との間で、ABAデジタルプラットフォー

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 「成果1に関わる活動に係る留意事項」に記載の内容も確認の上、ABAデジタルプラットフォームの認知度を高めるための戦略・手法および現地連携団体(想定)について、プロポーザルにて提案すること。

ムの発展に関する長期的なパートナーシップ $^3$ が交渉され、交渉が成功した際には MOU等の合意が締結される。

活動1-5 : プロジェクトの後半に、MEKIとFED Invest/ABAセンターが共同でセミナーを開催し、官民の幅広い参加者に本プロジェクトによるABAデジタルプラットフォーム開発の経験を共有する。

プロジェクト後半で開催想定の現地セミナーの想定規模は以下のとおり。

目的	官民の幅広い参加者に本プロジェクトによるABAデジタル	
	プラットフォーム開発の経験を共有する。	
実施回数	1回程度	
対象者	MEKIがネットワークをもつ、他の省庁含む政府機関、輸出	
	業者、サプライチェーン・バリューチェーン関係者、学	
	界、業界団体に加え、FED investがネットワークを持つ。	
	規模農家および農業関連中小零細企業	
参加者数	約100名/回	
開催期間	1日程度/回	
実施場所	ティラナ市内	
実施形態	対面	

### 成果1に関わる活動に係る留意事項

- 対象組織に対する認知度向上、パートナーシップ構築活動については、プロジェクト後半に実施する大規模セミナーの三分の一程度の人数規模のネットワーキングイベント等を複数回実施することを想定しているが、回数や規模は活動1-2の認知度向上、パートナーシップ構築活動の計画を踏まえて案件実施中に確定する。
- 活動 1-1 においては、MEKI を積極的に巻き込み、MEKI の政府・民間・学術界等の豊富なネットワークを FED invest が最大限活用できるよう留意する。
- 活動 1-4 については、活動 1-3 の認知度向上、パートナーシップ構築活動に関わった組織が、継続的に ABA デジタルプラットフォームおよびその顧客と繋がることを目的とする。対象機関がパートナーシップに同意するには、ABA デジタルプラットフォームに接続する利点やポテンシャルを認識してもらう必要が

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> なお、ここでのパートナーシップは、デジタルプラットフォーム上に情報/商品を載せることを想定した合意である。例えば農業関連の機材業者であれば、ABAデジタルプラットフォーム上に自社製品を載せて販売する等を想定。

あることから、パートナーシップ構築活動においては、対象機関の ABA デジタルプラットフォームに対する期待を踏まえて、活動を計画・実施する

● 活動 1-5 は、成果 1, 2, 3, 4 それぞれの結果が共有されるセミナーを想定している。

## ②成果2に関わる活動

活動2-1 データ収集、分析、およびそのABAデジタルプラットフォームやFED invest の一部の運営に於ける利活用についての現状のレビューを実施し、小規模農家と農業 関連零細中小企業、特に若者と女性によるABAデジタルプラットフォームの使用を効果的にモニターし、行動するための改善可能な領域を特定する。

活動2-2 バリューチェーンアクターのプラットフォーム上での取引における利便性を高めるために、デジタルペイメントを導入するためのフィージビリティ調査が実施される。

活動2-3 活動2-1、2-2を基に、データに基づいたABAデジタルプラットフォーム運営を強化するためのアクションが計画される<sup>4</sup>。

活動2-4 特に若者や女性のプラットフォームの利用状況の変化(量、頻度、利用サービスの種類など)をモニターし、顧客基盤強化のために時期を捉えた行動をとるために、計画されたアクションが実施される。

活動2-5 金融およびデジタル教育のトレーニング(ビデオ教材等)は、小規模農家や農業零細企業、特に若者や女性向けに改善され、ABAデジタルプラットフォームの活用が促進される。

活動2-6 特に若者と女性にとって、ビジネス開発と金融包摂の観点でのABAデジタルプラットフォームユーザーの満足度と、プラットフォームの有用性・有効性についての意見を把握・評価するための、プロジェクト中およびプロジェクト後に定期的に実施されるオンラインサーベイが設計され、実施される。

活動2-7 定期的なモニタリングとオンラインサーベイの結果に基づき、プラットフォームのサービスを改善するためのアクションが実施される。

活動2-8小規模農家や農業零細企業、特に若者や女性によるABAデジタルプラットフォームの利用とその満足度の変化が分析され、達成したこと、課題、データに基づいた運営を拡大するための方針がまとめられる。

14

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> ABAのサービス改善に向けて、プラットフォームからどのようなデータが得られれば、どのようなアクションが行えるのか、と言う点も含めて、デジタルプラットフォームから得られるデータの利活用の手法について、プロポーザルで提案すること。

成果2に関わる活動に係る留意事項

- 成果 2 では、既存の非金融サービスの改善を通して、ABA デジタルプラットフォーム利用者のロイヤリティを高めることが想定されている。
- 現状、非金融サービスの利用状況について ABA デジタルプラットフォームからはデータが得られるものの、そのデータは効果的に活用されてはおらず、顧客満足度等も不明であるため、ABA デジタルプラットフォーム運営上の PDCA サイクルへ落とし込まれてはいない。活動 2-1 では、データの利用状況と、データを利用することで改善される ABA のサービスについて確認を行う。
- 活動 2-2 では、デジタルペイメント導入に関するフィージビリティ調査を行 う。なお現在、FED invest のオンラインシステム上でデジタルペイメントが試 行的に運営されているが、ABA デジタルプラットフォームには接続していな い。また、ABA デジタルプラットフォームの顧客のニーズとこのサービスが合 致しているかについては不明。本調査では、デジタルペイメント導入のコス ト、期間、ニーズとの整合性、利用料の取得可能性などの点を明確化する。
- 活動 2-3 で FED invest とともに計画するアクションについて、活動 2-4 で FED invest による実施を支援する。アクションの中には、デジタルペイメント導入 等が含まれる可能性がある。その活動の支援に、再委託、ローカルコンサルタント傭上等の投入が効果的と考えられる場合は、受注者と発注者が協議のうえ、必要に応じて契約変更を行う。
- 活動 2-6 で設計・開発されるオンラインサーベイが、エンドライン調査に一部 活用し得る場合は、適宜活用し、エンドライン調査を効率的に実施する。
- 活動 2-7, 2-8 については、PDCA サイクルの定着、分析や計画策定・実施の能力強化など ABA デジタルプラットフォームの運営の持続性担保の観点を重視する。

#### ③成果3に関わる活動

活動3-1 パイロット選定基準に基づき、パイロット事業のテーマが決定される。

活動3-2 決定されたパイロット事業のテーマに関し、現状と高価値市場の求める基準の乖離を明確化するための状況分析が実施される。

活動3-3 若者と女性に重点を置き、高価値市場へのアクセスの拡大に向け、小規模農家と農業関連零細中小企業の金融・非金融サービスについてのニーズが検討されたパイロット事業が計画される。

活動3-4 パイロット事業実施中に問題が発生した際に、協働して対処できるように、パイロット事業の進捗を金融側(FED)・非金融側(ABA)双方からモニターするモニタリングシステムが確立される。

活動3-5 パイロット事業が実施され、モニターされる。

活動3-6 特に若者と女性に重点を置き、少なくとも顧客リーチと満足度、顧客のキャパシティとマーケットアクセスへの影響、パイロット事業の財務的実行可能性についての点で、パイロット事業のプロセスと結果が分析される。

活動3-7 更なる普及とマーケティングのため、パイロット事業毎に金融・非金融サービスを含むサポートパッケージ(ビデオ教材等含む)が開発される<sup>5</sup>。

### 成果3に関わる活動に係る留意事項

- アルバニアの小規模農家や農業関連零細中小企業は、買取業者に安く生産物や製品を買いたたかれたり、売れ残った商品を廃棄していたりと、より良い市場との繋がりを持てていない場合も多い。経営に関する知識や生産規模といった課題に加え、市場へのアクセスを容易にするためには、彼らの生産品やサービスが、一定の品質基準を満たす必要がある。成果3のパイロット事業では、EUやその他高付加価値市場に進出するにあたっての品質基準を満たすために必要な非金融サービスを開発すると同時に、こうした市場進出に必要な融資についても、小規模農家や農業関連零細中小企業が利用可能な金融サービスを開発する等を通じ、包括的なサポートパッケージの形成を目指す。小規模農家や農業関連零細中小企業のビジネスの現状と課題、その要因について把握したうえで、パイロット事業の選定・計画策定を行う。
- なお、具体的にはグローバル GAP の認証取得(グループ認証含む)や、アグロツーリズムのブランド認証取得などを通して、高付加価値市場への参入を支援すること想定している。パイロット事業のテーマとして、グローバル GAP 等の認証取得を検討する際には、導入作物の市場動向予測、競合生産者との競争優位性、認証に必要な投入(資機材、労働力、認証料金を含む)とそれに見合う利益があるか等を精査する必要がある。
- パイロット事業については、詳細計画策定調査時点では決定されておらず、案件開始半年以内に決定、計画することを想定している。パイロット事業選定に際しては、FED invest だけでなく、MEKI の意向も確認、円滑なコミュニケーションを図ることが求められる。
- 優先的なパイロット事業選定基準は、次のとおり。 同パイロット事業を実施する

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 配布資料のMMおよび詳細計画策定調査報告書にある先方カウンターパートから提案されたパイロット事業(案)1つについて、ABAデジタルプラットフォームの提供する非金融サービスと、貯蓄信用組合FED investの金融サービスの相乗効果創出方法について、プロポーザルにて提案すること。

ことで小規模農家や農業関連零細中小企業の製品やサービスが向上した場合、EUを含む高価値市場へのアクセスがどの程度容易になるか。小規模農家や農業関連零細中小企業のニーズへの適合、経営改善への貢献。若者と女性が参画しやすいか。金融包摂の促進への貢献。コストベネフィット。ABA デジタルプラットフォームの財務面の持続性向上のための収入創出の可能性、複数の農家が協働し得るか、再現性等。また、グリーンエコノミーへの貢献なども検討される。

- なお、詳細計画策定調査時には、以下 2 つのパイロット事業案について実施可能性が高いと評価したが、プロジェクト開始までに、MEKI と FED invest の間でもさらにパイロット事業提案をよりブラッシュアップすることを求めている。
  - 1. EU 含む市場へのアクセス向上のための農作物の品質向上

アルバニアで栽培される、トマト、キュウリ、ピーマン、オリーブ、イチジクなど、複数の農作物が、グローバルGAP等の品質基準を満たすことで、国内市場、海外市場へアクセスを目指すパイロット事業。その一環として、化学農薬への依存を減らし、生物学的防除を取り入れた病害虫管理を行う。ただし、グローバルGAP等の認証を取得すれば高価値市場に参入できるとは限らず、生産性向上のためには高価値市場への参入以外の方法もあり得ることから、想定する市場の状況、小規模農家や農業関連零細中小企業の経営課題について把握したうえで検討する。

# 2. アグロツーリズムの品質向上

アグロツーリズムを通じて、国内、国外からの観光客を呼び込み、雇用を創出し、 農作物等の地産地消のための販売機会を提供することで地元の生産者を支援し、 コミュニティ全体として、農村経済を後押しすることを目的とするもの。アルベ ルゴ・ディフーゾ等の認証取得も想定する。

- なお、農業に関するパイロット事業を実施する可能性が高いため、農作物の年間 スケジュールにも合わせて、事業を計画する必要がある。
- また、パイロット事業の中で、近隣諸国での研修を実施する想定。

### 近隣諸国での研修の想定規模は以下のとおり。

目的	農作物やアグロツーリズム含め農業関連サービスの品質向		
	上を支援するパイロット事業の中で、近隣諸国の先行事例		
	を訪問し、事業実施に役立てる。		
実施回数	10		
対象者	パイロット事業関係者、FED invest、MEKI、農業農村開		
	発省等		
参加者数	12名程度/回		

開催期間	7~14日間を想定
実施場所	バルカン諸国もしくはイタリア等
実施形態	対面

## ④ 成果4に関わる活動

活動4-1 活動1、2、3の活動計画に基づき、プロジェクト期間を対象とするABAデジタルプラットフォームの暫定的な事業計画を作成し、当該活動を円滑に実施するための予算が計上される。

活動4-2 FED Investによって、データ活用、マーケティング、経済的・技術的な側面についても確認しながら、ABAデジタルプラットフォームの持続可能性に関する課題を特定するための分析が実施される。

活動4-3 成果1、2、3の結果を考慮した上で、FED InvestがXXX年からYYY年までの期間において、課題への取り組みとABAデジタルプラットフォームの持続的発展を強化する全体的な開発戦略を立案する。

活動4-4 戦略に基づき、FED Invest/ABAセンターは、最低限マーケティング、財務、技術等の側面に言及したXX年からYY年までのABAデジタルプラットフォームの中期事業計画をKPI設定を含めて策定する。 $^6$ 

活動4-5 必要または望ましいと判断される場合、例えばABAデジタルプラットフォームやセンターを独立したNGOや半官半民の機関に変えるなど、組織体制の変更を提案する。

活動4-6 ABAデジタルプラットフォームの中期事業計画案と組織体制の変更案を関係者間で協議し、最終化する。

活動4-7 中期事業計画の実施において、MEKI含む外部からの支援や、政策・組織体制の改訂・変更が必要な場合は、各関係者が取るべき行動のロードマップを策定する。活動4-8 モニタリング会議の頻度やモニタリングシートの作成を含め、MEKIやFED Investを含む関係者間で、プロジェクト終了後の中期事業計画やロードマップの実施状況を定期的にモニタリングし、協議する仕組みを構築する。

## 成果4に関わる活動に係る留意事項

★新 / 1 / プロジェクト問

● 活動 4-1 は、プロジェクト開始時に、他の成果の実施計画をとりまとめ、プロジェクト期間 3 年間の暫定的な事業計画として、活動に利用するもの。

● 活動 4-2 は事業期間中継続的に議論し、どのように ABA デジタルプラットフォ

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> ABAデジタルプラットフォームの中期事業計画策定に向け、検討すべき事項について、プロポーザルにて提案すること。

- ームの持続可能性を担保するか、FED invest に決定を求める。この中で示された FED invest の意向を踏まえて、活動 4-3 以降の開発戦略の立案、中期事業計画と KPI 設定などを実施する。
- 活動 4-5, 4-7 については、FED invest の判断により、特に体制変更や外部から の支援などを行わない状態でも持続性が担保できるようであれば、検討にとど めることも可能。その場合も、現行の FED invest 内での組織体制とロードマップについては中期事業計画の中で提案が求められるため、業務量には変化が無い想定。

## (2) 本邦研修・招へい

☑ 本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

#### (3) その他

- ① 収集情報・データの提供
  - ➤ 業務のなかで収集・作成された調査データ(一次データ)、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法(Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等)で、適時提出する。
  - ▶ 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象 国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注 者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出 する。
  - ▶ 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
    - データ格納媒体: CD-R (CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議)
    - 位置情報の含まれるデータ形式: KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。(Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出)

# ② ベースライン調査

- 図 本業務では以下の対応を行う。
- ▶ 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- ➤ 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の 上、カウンターパート(以下「C/P」という。)の合意を得る。ベースライン 調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意 を得ることとする。
- ③ インパクト評価の実施
- 図 本業務では当該項目は適用しない。
- ④ C/P のキャパシティアセスメント
- 図 本業務では当該項目は適用しない。
- ⑤ エンドライン調査
- 図 本業務では以下の対応を行う。
- ▶ プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- ➤ 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。
- ⑥ 環境社会配慮に係る調査
- ☑ 本業務では当該項目は適用しない。
- (7) ジェンダー主流化に資する活動
- 図 本業務では以下の対応を行う。
- ▶ 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- ➤ 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』 (特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」)に則り、実施する。

### 第5条 報告書等

#### 1. 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDFデータも併せて提出する。

▶ 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

171733 11770 3227 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	1部
ワーク・プラン	業務開始から1カ月以内	英語	電子データ	1部
モニタリングシート	6カ月に1回	英語	電子データ	1部
業務完了報告書	契約履行期限末日	限末日 日本語		1部
			CD-R	1部
事業完了報告書	契約履行期限末日	英語	電子データ	1部
			CD-R	1部

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

- ▶ 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフト を作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- ▶ 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- ➤ 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注 者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

### 記載内容は以下のとおり。

### (1)業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

# (2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制(JCCの体制等を含む)
- ⑤ PDM(指標の見直し及びベースライン設定)

- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画(WBS:Work Breakdown Structure 等の活用)
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項
- (3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

- (4)業務完了報告書(及び業務進捗報告書)
  - プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
  - ② 活動内容 (PDM に基づいた活動のフローに沿って記述)
  - ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓(業務実施方法、運営体制等)
  - ④ プロジェクト目標の達成度
  - ⑤ 上位目標の達成に向けての提言(業務完了報告書の場合)もしくは次期活動 計画(業務進捗報告書の場合)

添付資料(添付資料は作成言語のままでよい)

- (ア)PDM(最新版、変遷経緯)
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (工)人員計画(最終版)
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績(実施した場合)
- (キ)供与機材・携行機材実績(引渡リスト含む)
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績
- (5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

# 2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

(1) デジタルペイメント導入フィージビリティ調査報告書

- (2) ABA デジタルプラットフォーム用金融教育・デジタル教育教材
- (3) パイロット事業結果報告書(ABA デジタルプラットフォーム上のパイロット 事業結果共有資料含む)
- (4) プロジェクト期間(3年間)の ABA デジタルプラットフォーム事業計画書
- (5) プロジェクト終了以降の ABA デジタルプラットフォーム中期事業計画書

# 3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に 提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者 に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画(WBS等の活用)
- (4)活動に関する写真

# 第6条 再委託

図 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	デジタルペイ	ABAデジタルプラットフォームに、	1回	定額計上
	メント導入フ	デジタルペイメントを導入するコス		
	ィージビリテ	ト、期間、ニーズとの整合性、利用料		
	ィ調査	の取得可能性などの点の調査。なお		
		現在、FED investのオンラインシス		
		テム上でデジタルペイメントが試行		
		的に運営されているが、ABAデジタ		
		ルプラットフォームには接続してい		
		ない。また、ABAデジタルプラットフ		
		ォームの顧客のニーズとこのサービ		
		スが合致しているかについても要調		
		查。		
2	ベースライン	プロジェクトの成果やプロジェクト	10	定額計上
	調査	┃ ┃目標の達成状況をモニタリング・評		

		価するために設定された指標につい		
		ての、プロジェクト開始時点のベー		
		スライン値の調査。プロジェクト開		
		始後6カ月以内に実施。		
3	エンドライン	ベースライン調査で調査した指標に	1回	定額計上
	調査	ついて、プロジェクトの成果やプロ		
		ジェクト目標の達成状況を評価する		
		ためのエンドライン値の調査。プロ		
		ジェクト終了約半年前に実施。		
4	ABAデジタル	成果2に係る金融教育、デジタル教	動画10本	定額計上
	プラットフォ	育等のABAデジタルプラットフォー	程度を想	
	ーム用ビデオ	ム用の教材動画の作成。また成果3	定。	
	作成	のパイロット事業の結果をデジタル		
		プラットフォーム用に共有する際の		
		プロモーション動画の作成。		

# 第7条 機材調達

図 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	事務所	コピー機(1台)、プロジェクター	-	事業用物品	本見積
	機材	(1台)、マイク・スピーカー(1			
		台)等			

# 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により

「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

# 案件概要表

# 1. 案件名(国名)

国名:アルバニア共和国(アルバニア)

案件名:デジタル利活用によるジェンダー視点に立った金融包摂・ビジネス開発 促進プロジェクト

Project for Promotion of Gender-responsive Financial Inclusion and Business Development through Digital Use

# 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における農村部の金融包摂・ビジネスサポートとデジタル化推進の重要 性とその現状と課題及び本事業の位置付け

アルバニアは、その人口規模が約276万人と大きくないことから、今後の経済発展を見据え国内市場成長のみならず、EU市場への参入を目指している。2022年にはEU加盟交渉を開始しており、加盟に向けた国内の経済やガバナンス分野の構造改革が進展している。2019年に発生した地震や新型コロナウイルスの感染拡大により経済も影響を受けたが、2022年は4.9%、2023年は3.4%のGDP成長率と、持ち直し安定している。特に温暖な地中海性気候も影響し、農業や観光業はポテンシャルの高い産業として注目されている。

一方で、アルバニアの貧困率は29.3%となっており<sup>7</sup>、依然としてヨーロッパで最も貧しい国の一つである。特に、都市部と農村部の間の所得格差が大きく、より高い賃金を求めて、農村部から都市部や外国へ移住する人が後を絶たない。2022年には、46,460人がアルバニアから外国に移住しており<sup>8</sup>、またそのうち15-24歳の「若者」が

-

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> Ungerer, Christoph T F; Shijaku, Hilda; Rovo, Natasha; Coll-Black, Sarah; Koettl-Brodmann, Stefanie; Kelmendi, Flora; Demas, Angela; Gortazar, Lucas; Miorelli, Romina; Haddad, Marolla; Von Lenthe, Cornelius Claus. *Albania Country Economic Memorandum: Strengthening the Sustainability of Albania's Growth Model (English).* Washington, D.C.: World Bank Group.

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> INSTAT, 2022, "Number of emigration, immigration and net migration, 2018-2022" https://www.instat.gov.al/en/themes/demography-and-social-indicators/migration-and-migrant-integration/#tab2

占める割合は他のバルカン諸国に比べても大きい<sup>9</sup>。これを受けて、農業や農村経済の衰退・停滞が懸念されている。アルバニアの労働人口のうち、農業従事者の割合は約36%を占める一方、GDPに占める農業セクターの割合は約20%と、大きく乖離がある。課題としては、農業に関する高度な知識や新技術へのアクセスが十分でなく、機械化も進んでいないことがある。また、農家の多くは家族経営による耕地面積2ha以下の小規模農家(全体の86%)であり、融資が限られ、生産性向上に向けた投資が進まない状況がある。さらに、農村部における銀行商品・サービスの普及率は極めて低く、最低限の金融に関する知識を持つ割合は29.2%、金融行動を行う個人の割合は21%であった<sup>10</sup>。

こうした状況に対して、JICAは、2017年から2022年にかけて、アルバニアの小規模 農家の生計向上に寄与することを目的とした技術協力「小規模農家金融包摂プロジェ クト(FiAS)」を実施した。その実施機関である貯蓄信用協会 FED investは、同国 農村部に広範なネットワークを持つ金融機関であり、会員基盤は農村部人口の約25% で構成されている。FiASにおいて設立された、農業ビジネス支援センター(ABAセン ター)では、農業技術や金融知識に関する研修や、農家と農業資材業者等の交流の機 会を提供すると共に、オンラインでも同様のサービスが受けられるように登録制のウ ェブサイト(ABAオンライン)も設立された。FiASを通じて、FED investは小規模農 家のニーズに即した5種類の新たな金融商品を開発し、また、顧客もABAセンターで 提供される金融教育を通じて預金や融資利用を開始するなど、一定の効果が確認でき た。他方で、FiASは、農村部の女性に十分焦点を当てていなかったという課題もあっ た。女性労働人口のうち、農業に従事する割合は42%であり、男性の同指標の33%と 比較して大きい。しかし、農村部の女性は、男性との賃金格差(7.6%)、土地の所有 権の不平等、金融へのアクセスの制限など、さまざまな課題に直面すると共に、女性 が家事や家族の世話などの無償労働を引き受けることが社会的に期待されているた め、時間的貧困もあり、女性の経済活動への参加が制限されている。また、ABAセン ターのオペレーションは端緒についたばかりで、マーケティング、財務、組織面含め その持続性に課題が残っている。

加えて、アルバニア政府は、EU加盟に向け農業含め様々なセクターの効率化を進めており、その一環としてデジタル化推進を非常に重視している。2021年からは、e-Albaniaを通じ行政サービスの95%がオンラインを通じて提供され<sup>11</sup>、2024年段階で

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> OECD, 2022, "Labour Migration in the Western Balkans: Mapping Patterns, Addressing Challenges and Reaping Benefits", p. 35.

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> Evidence on financial literacy and financial inclusion in Albania, Elona Dushku, Bank of Albania, SUERF Policy Brief, No 317, April 2022.

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> Digital Development Country Profile for Albania | United Nations in Albania Feb, 2022

人口の約8割がインターネットを利用し、携帯電話所有率138.7%に上る<sup>12</sup>。しかし、デジタル活用面では農業と観光セクターが遅れ、農村部でのデジタル化推進と生産性向上の足かせとなっている<sup>13</sup>。かかる状況により、経済・財務省(MOFE)(現:経済・文化・イノベーション省(MEKI))は、より多くの小規模農家や農業関連零細中小企業が必要なビジネスサポートを利便性高く受けられるよう、農村部に基盤とネットワークを持つFED InvestとそのABA センターを通した金融・デジタルリテラシーの向上と、ABAのオンラインサービスの持続可能なプラットフォーム化(ABAデジタルプラットフォーム) <sup>14</sup>を望み、今回の要請を行った。

以上を踏まえ「ジェンダー・デジタル技術に対応した金融包摂・ビジネス開発サービス促進プロジェクト」(以下、「本事業」と言う。)は、ABAセンターの持続的発展のための戦略づくりに加え、デジタルサービスの拡充とそれによる利用者基盤拡大を行うことで、小規模農家と農業関連零細中小企業の金融包摂とビジネス強化を促進するものである。中でも農業セクター従事者割合が高いものの様々なサービスや支援が届きにくい状況にある女性、及び今後のアルバニア経済発展の支柱となる若者の金融包摂とビジネス強化に注力することで、彼女・彼らが生産・加工する、あるいは提供する農産品やサービスの質を高めそのEU市場参入を後押しするものである。

(2) アルバニアにおける金融包摂分野に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、 課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の「アルバニア事業展開計画(2023年9月)」では、「均衡ある発展」を重点分野と設定し、都市部と地方部の格差を是正し、均衡ある発展が求められていると分析している。その上で、我が国に比較優位性のある農協運営や地場産業、観光業等の分野で、人的、組織的能力の向上を図る技術協力を通じて同国の均衡ある発展に向けた取り組みを支援する、また特に農村地域の経済的・社会的弱者のための協力を行う、としている。本事業はこの援助方針と合致し、「均衡ある発展」を志向するものである。

また、JICA課題別事業戦略(グローバルアジェンダ)「ジェンダー平等と女性のエ

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> Digital 2024: Albania – DataReportal – Global Digital Insights

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> Mapping Opportunities for the Digital Economy in Albania (helvetas.org)

<sup>「</sup>ABAセンター」はルシュニャ市において、農業技術や金融知識に関する研修や、農家と農業資材業者等の交流の機会を提供している物理的な研修施設および、そのサービスを提供する事務局を指す。「ABAオンライン」は、オンライン上でABAセンターと同様のサービスを提供する登録制ウェブサイト。本事業では、事務局であるABAセンターのサービス提供基盤を「ABAデジタルプラットフォーム」と呼称し、従来の「ABAセンター」「ABAオンライン」それぞれで集まるデータが一元的に管理され、サービス提供に活用されるOMO(Online Merges with Offline)プラットフォームとなることを想定している。

ンパワメント」(2022年2月)において「ジェンダースマートビジネス(GSB)の振興」に重点的に取り組むこととしており、GSB振興には、女性のニーズに沿った利用しやすく質の高い製品・サービスを提供する企業の振興も含んでいる。本事業は、農村人口のうち女性についても特に対象として取り組むものであり、我が国及びJICAの協力方針に合致する。

## (3) 他の援助機関の対応

スイス開発協力庁(SDC)は、MEKIに対し、若者の雇用促進プロジェクト "RisiAlbania" を実施しており、その中で特に農業分野については、グローバルGAP (Good Agricultural Practices) 認証取得促進等のビジネス開発サービス(BDS)の 提供支援を実施している。ドイツ国際協力公社(GIZ)は、農業・農村開発省に対して、持続可能な農村開発プロジェクトを通して、農作物の生物的防除導入や、アグロツーリズムのツアー形成等の支援を行っている。

# 3. 事業概要

# (1) 事業目的

本事業は、アルバニアにおいて、ABAデジタルプラットフォームの認知度向上、既存の利用者基盤の保持、新規サービス開発による新規利用者獲得および中期事業計画策定を行うことにより、ABAデジタルプラットフォームの持続発展性の担保を図り、もって利用者の間で、ビジネス開発サービス(BDS)や金融サービスの利用促進に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名 アルバニア全土(パイロット事業は、地域を選定の上実施する)

(3) 本事業の受益者 (ターゲットグループ)

直接受益者:FED investプロジェクト担当部局、ABAセンター及び支店職員、 MEKI職員

最終受益者: ABAデジタルプラットフォームのサービスを利用する小規模農家 及び農業関連零細中小企業

- (4)総事業費(日本側):3.6億円
- (5) 事業実施期間:2025年3月~2028年3月を予定(計36カ月)
  - (6) 事業実施体制:実施機関はMEKI及びFED Invest。FED investが主に プロジェクト実施を担う。MEKIはプロジェクト全体の監督と成果1、3、4に係る活動についても一部担当する。
- (7) 投入(インプット)

### 1)日本側

- ① 専門家派遣(合計約36M/M): 総括/ビジネス戦略、ビジネス開発サービス / 農業サプライチェーン・バリューチェーン、ジェンダー/金融包摂、E-コマース。
- ② 研修員受け入れ:パイロット事業選定時に近隣諸国での研修。
- ③機材供与:パイロット事業において、必要に応じて供与する可能性あり。
- 2) アルバニア側
- ① カウンターパートの配置
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供(ABA デジタルプラットフォームの維持・管理費を含む)
- (8) 他事業、他開発協力等との連携・役割分担
- 1) 我が国の援助活動:技術協力「小規模農家金融包摂プロジェクト」(2017-2022) において、金融商品の開発に加えて、ABAセンターが設立され、農業技術を伝達する研修や、農家と販売業者との交流の機会を提供している。また、オンラインでも同様のサービスが受けられるように登録制のウェブサイト(ABAオンライン)も設立された。本事業ではABAセンター、ABAオンラインの活用と持続的な発展の促進を図る。2) 他の開発協力機関等の援助活動:同分野で活動しているSDCとGIZとは、ABAデジタルプラットフォームの知名度向上を図る成果1や、既存のサービス強化を図る成果2において、役割分担、連携も念頭に事業実施を行う。また、新規サービスのパイロット事業を実施する成果3では、特にGIZとの知見の共有を図る。
- (9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類
- 1)環境社会配慮
  - カテゴリ分類(C)
  - ② カテゴリ分類の根拠:本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」 (2010年4月公布)上、環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられるため。
- 2) 横断的事項:特に無し。
- 3) ジェンダー分類:【ジェンダー案件】■GI(S) (ジェンダー活動統合案件) <活動内容/分類理由>

農村部の女性の経済活動への参加が制限されている一因として、金融教育・デジタル教育や女性のニーズを反映した金融サービスが不足しているというジェンダーに基づく課題に対し、女性向け金融教育・デジタル教育のABAデジタルプラットフォーム上での開発や、セミナー・ワークショップにおける女性の参加勧奨、パイロット事業を通じて女性の課題解決に役立ちアクセスが容易な金融・非金融サービス双方を含むサポートパッケージの開発を行うなどの取組を行い、セミナー参加者数やサポートパッケージ利用者数のうちの女性の割合を指標とするため。

(10) その他特記事項:特に無し。

# 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標: ABAデジタルプラットフォームの持続可能な発展を通じて、ABAデジタルプラットフォームの利用者の間で、ビジネス開発サービス (BDS) や金融サービスの利用が促進される。

#### 指標及び目標値:

指標1 中期事業計画とその実施のためのロードマップが実施される。

指標2 ABAデジタルプラットフォーム登録者数(全体、ジェンダー別、年齢別)が増加する

指標3 ABAデジタルプラットフォームへの月間訪問数(全体、ジェンダー別、年齢別)が増加する。

指標4 ABAデジタルプラットフォーム利用者で、かつFED investの現役利用者の人数が増加する。

指標5 調査対象者(全体、ジェンダー別、年齢別)のXX%が、ABAデジタルプラットフォームのBDS(および/または金融サービスへのアクセス)における有用性を肯定的に評価する。

(2) プロジェクト目標:小規模農家や農業関連零細中小企業、特に若者や女性の間で、金融包摂とビジネス開発のための重要な手段として、ABAデジタルプラットフォームの持続発展性が高まる。

### 指標及び目標値:

指標1 ABAデジタルプラットフォームの中期経営計画とそのロードマップが、関係者によって署名される。

指標2 ABAデジタルプラットフォーム登録者数(全体、ジェンダー別、年齢別)が XX%増加する。

指標3 ABAデジタルプラットフォームへの月間訪問数(全体、ジェンダー別、年齢別)がXX%増加する。

指標4 ABAデジタルプラットフォーム利用者で、かつFED investの現役利用者の人数がXX%増加する。

指標5 調査対象者(全体、ジェンダー別、年齢別)のXX%が、ABAデジタルプラットフォームのBDS(および/または金融サービスへのアクセス)における有用性を肯定的に評価する。

### (3)成果

- 成果1 MEKIとFED Investによる関係者間協議や連携の促進により、農業関連産業関係者の中でABA デジタルプラットフォームサービスの認知度が高まる。
- 成果 2 特に若者と女性の顧客基盤強化に向け、ABA デジタルプラットフォームのデータを利活用したオペレーションが改善される。
- 成果 3 EUを含む高価値市場をターゲットとして若者と女性に重点を置いたパイロット事業が実施され、それを通して、ABAデジタルプラットフォームの顧客基盤強化、財務面の見通し改善のために、実施されたパイロット事業ごとに金融および非金融サービスを含むサポートパッケージが開発される。
- 成果 4 FED Investにより、ABAデジタルプラットフォームの中期事業開発計画が策定され、その実施に向けMEKI含むステークホルダーが取り組む活動のロードマップが作成される。

### (4) 主な活動:

- 1-1 ABA デジタルプラットフォームの認知度とパートナーシップ構築のためにアプローチすべき組織のリストが、MEKI と FED Invest/ABA センターによって共同で作成される。
- 1-2 対象組織に対する認知度向上、パートナーシップ構築活動が MEKI と FED Invest によって、共同で、あるいは単独で計画される。
- 1-3 計画された認知度向上、パートナーシップ構築活動が、MEKIとFED Investによって、共同で、あるいは単独で実施される。
- 1-4 FED Investと選定された組織との間で、ABAデジタルプラットフォームの発展に関する長期的なパートナーシップが交渉され、交渉が成功した際にはMOU等の合意が締結される。
- 1-5 プロジェクトの後半に、MEKIとFED Invest/ABAセンターが共同でセミナーを開催し、官民の幅広い参加者に本プロジェクトによるABAデジタルプラットフォーム開発の経験を共有する。
- 2-1 データ収集、分析、およびそのABAデジタルプラットフォームやFED investの一部の運営に於ける利活用についての現状のレビューを実施し、小規模農家と農業関連零細中小企業、特に若者と女性によるABAデジタルプラットフォームの使用を効果的にモニターし、行動するための改善可能な領域を特定する。
- 2-2 バリューチェーンアクターのプラットフォーム上での取引における利便性を高めるために、デジタルペイメントを導入するためのフィージビリティ調査が実施される。
- 2-3 活動2-1、2-2を基に、データに基づいたABAデジタルプラットフォーム運営を強化するためのアクションが計画される。
- 2-4 特に若者や女性のプラットフォームの利用状況の変化(量、頻度、利用サービスの種

- 類など)をモニターし、顧客基盤強化のために時期を捉えた行動をとるために、計画されたアクションが実施される。
- 2-5 金融およびデジタル教育のトレーニングは、小規模農家や農業零細企業、特に若者 や女性向けに改善され、ABAデジタルプラットフォームの活用が促進される。
- 2-6 特に若者と女性にとって、ビジネス開発と金融包摂の観点でのABAデジタルプラットフォームユーザーの満足度と、プラットフォームの有用性・有効性についての意見を把握・評価するための、プロジェクト中およびプロジェクト後に定期的に実施されるオンラインサーベイが設計され、実施される。
- 2-7 定期的なモニタリングとオンラインサーベイの結果に基づき、プラットフォームのサービスを改善するためのアクションが実施される。
- 2-8小規模農家や農業零細企業、特に若者や女性によるABAデジタルプラットフォームの利用とその満足度の変化が分析され、達成したこと、課題、データに基づいた運営を拡大するための方針がまとめられる。
- 3-1 パイロット選定基準に基づき、パイロット事業のテーマが決定される。
- 3-2 決定されたパイロット事業のテーマに関し、現状と高価値市場の求める基準の乖離を明確化するための状況分析が実施される。
- 3-3 若者と女性に重点を置き、高価値市場へのアクセスの拡大に向け、小規模農家と農業関連零細中小企業の金融・非金融サービスについてのニーズが検討されたパイロット事業が計画される。
- 3-4 パイロット事業実施中に問題が発生した際に、協働して対処できるように、パイロット事業の進捗を金融側(FED)・非金融側(ABA)双方からモニターするモニタリングシステムが、改善もしくは確立される。
- 3-5 パイロット事業が実施され、モニターされる。
- 3-6 特に若者と女性に重点を置き、少なくとも顧客リーチと満足度、顧客のキャパシティとマーケットアクセスへの影響、パイロット事業の財務的実行可能性についての点で、パイロット事業のプロセスと結果が分析される。
- 3-7 更なる普及とマーケティングのため、パイロット事業毎に金融・非金融サービスを含むサポートパッケージが開発される。
- 4-1 活動1、2、3の活動計画に基づき、プロジェクト期間を対象とするABAデジタルプラットフォームの暫定的な事業計画を作成し、当該活動を円滑に実施するための予算が計上される。
- 4-2 FED Investによって、データ活用、マーケティング、経済的・技術的な側面についても確認しながら、ABAデジタルプラットフォームの持続可能性に関する課題を特定するための分析が実施される。
- 4-3 成果1、2、3の結果を考慮した上で、FED InvestがXXX年からYYY年までの期間

において、課題への取り組みとABAデジタルプラットフォームの持続的発展を強化する全体的な開発戦略を立案する。

4-4 戦略に基づき、FED Invest/ABAセンターは、最低限マーケティング、財務、技術等の側面に言及したXX年からYY年までのABAデジタルプラットフォームの中期事業計画をKPI設定を含めて策定する。

4-5 必要または望ましいと判断される場合、例えばABAデジタルプラットフォームやセンターを独立したNGOや半官半民の機関に変えるなど、組織体制の変更を提案する。4-6 ABAデジタルプラットフォームの中期事業計画案と組織体制の変更案を関係者間で協議し、最終化する。

4-7 中期事業計画の実施において、MEKI含む外部からの支援や、政策・組織体制の改訂・変更が必要な場合は、各関係者が取るべき行動のロードマップを策定する。 4-8 モニタリング会議の頻度やモニタリングシートの作成を含め、MEKIやFED Investを含む関係者間で、プロジェクト終了後の中期事業計画やロードマップの実施状況を定期的にモニタリングし、協議する仕組みを構築する。

# 5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件
- ・ MEKI、FED Invest において必要な人材がプロジェクトに適切に配置される。
- ・ 省庁再編等によるプロジェクト関係者の異動・離任が、頻繁に発生しない。
  - (2) 外部条件
- ・ 本プロジェクトの活動に深刻な支障を来す紛争等の治安の著しい悪化が生じない。

# 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

アルバニア「小規模農家金融包摂プロジェクト」(2017-2022)では、事業終了時にABA センターの財務面での持続性に課題があると指摘された。それは、ABAセンターの詳細なキャッシュフロー分析に基づく、明確な長期事業計画の策定が為されておらず、短期的なドナー機関からの資金援助を期待している、という点である。上記を踏まえ、本事業の成果4においてABAセンターの中核事業となるABAデジタルプラットフォームの中期事業計画の策定を組み込み、ABAセンターの持続的な発展を図る。また、上記案件に限らずJICAが支援する多くの金融包摂案件は、世界銀行関連の金融包摂に関する国際的シンクタンクCGAP(Consultative Group to Assist the Poor)が提唱するマーケット・システムアプローチを重視し、実施してきた。本アプローチは、金融包摂促進には、①サービスを提供する金融機関の能力強化のみならず、②サービス需要側である貧困層の金融教育、さらには③業界団体の能力強化やインフラ整

備、そして④金融関連の規制改革・改善を含めた包括的な取組を重視するものである。本事業では、このマーケット・システムアプローチに基づき、それぞれ①、③にあたるFED InvestとABAセンターの能力強化に加え、②にあたる金融教育、そして④の規制・監督当局であるMEKIの規制改革・改善支援を行うことで、地域住民の金融包摂促進とそれを通じた貧困状況の緩和を進められるよう計画する。

# 7. 評価結果

本事業は、アルバニアの開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高いと考えられる。

# 8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール 事業開始後6カ月以内ベースライン調査 事業完了前6カ月以降 エンドライン調査 事業完了3年後 事後評価

以 上

#### 共通留意事項

## 1. 必須項目

- (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施
  - ➤ 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討 議議事録 (R/D) に基づき実施する。

# (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- ➤ 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、 C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自ら がプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- ▶ 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、 上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

# (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- ➤ 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する(評価指標を含めた PDM(Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する)。
- ▶ 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う (R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約 の契約変更等)。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受 注者が R/D 変更のためのミニッツ(案)及びその添付文書をドラフトす る。

#### (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

▶ 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な 発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活 動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係 者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会 合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

# (5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域/国あるいは対象分野での関連事業(実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む)との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- ▶ 日本や国際的なリソース(政府機関、国際機関、民間等)との連携・巻き込み を検討し、開発インパクトの最大化を図る。

#### (6) 根拠ある評価の実施

▶ プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠(エビデンス)に基づく結果提示ができるよう留意する。

#### 2. 選択項目

- □段階的な計画策定(計画フェーズ・本格実施フェーズ)
  - ▶ 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。

#### 第一段階 (計画フェーズ):

本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/Pとの協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。

## 第二段階(本格実施フェーズ):

第一段階で策定された詳細計画に基づいてC/P と共に本格的に活動を実施する。

# □他の専門家との協働

- ▶ 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び/もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- ➤ 同専門家との役割分担は、第4条「2.本業務にかかる事項」を、同専門家の 活動内容は、別添「(参考)別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照 する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- ▶ 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

□施工時の工事安全対策に関する検討(建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合)

- ➤ パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建 設工事安全管理ガイダンス」に沿った工事安全管理を行う。
- ▶ 具体的には、建設工事入札時は応札者(コントラクター)から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

#### 共通業務内容

# 1. 業務計画書およびワーク・プランの作成/改定

- ▶ 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- ▶ なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

# 2. 合同調整委員会 (JCC) 等の開催支援

- ➤ 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会(Joint Coordinating Committee)もしくはそれに類する案件進捗・調整会議(以下、「JCC」)を設置する。JCC は、1年に1度以上の頻度で、(R/D のある場合は R/D に規定されるメンバー構成で)開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- ➤ 受注者は、相手国の議長(技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター)が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- ▶ 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

# 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- ➤ 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と 運営のための打ち合わせを行う。
- ➤ 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で(1 年に 1 回以上とする)発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- ▶ 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- ▶ 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、

C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。

プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

## 4. 広報活動

- ▶ 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- ▶ 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像(映像は必要に応じて)を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

#### 5. 業務完了報告書/業務進捗報告書の作成

- ▶ 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- ▶ 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動 結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作 成し発注者に提出する。
- ▶ 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

# 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html</a>)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
  - 1)類似業務の経験

類似業務:金融包摂促進に係る業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (2)業務の実施方針等
  - 1)業務実施の基本方針
  - 2)業務実施の方法
    - \* 1)及び2)を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。
  - 3)作業計画
  - 4)要員計画
  - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
  - 6) 現地業務に必要な資機材
  - 7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
  - 8) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
  - 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

- 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - 業務主任者/○○
- ※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。
  - 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、 及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/〇〇)格付の目安(2 号)】

① 対象国及び類似地域:全途上国

- ② 語学能力: 英語
- ※ なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を 評価します。

# 2. 業務実施上の条件

(1)業務工程

本業務は、2025年4月~2028年4月までの37カ月間実施する。

- (2)業務量目途と業務従事者構成案
  - 1)業務量の目途

約 33.84 人月

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に 留意すること。

2) 渡航回数の目途 全24回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等) への再委託を認めます。

- ▶ ベースライン調査
- ▶ エンドライン調査
- ▶ デジタルペイメント導入フィージビリティ調査(成果 2)
- ▶ ABA デジタルプラットフォーム用ビデオ作成(成果 2, 3)
- (4)配付資料/公開資料等
  - 1)配付資料
  - ▶ 要請書
  - ➤ 技術協力プロジェクト「デジタル利活用によるジェンダー視点に立った金融 包摂・ビジネス開発促進プロジェクト」に関する討議議事録(Record of

Discussions: R/D)

- ▶ 同プロジェクト協議議事録 (Minutes of Meetings: M/M)
- ▶ 同プロジェクト詳細計画策定調査報告書(抜粋)

#### 2) 公開資料

▶ アルバニア国 小規模農家金融包摂プロジェクト業務完了報告書

#### (5)対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置 (語⇔語)	無 ※ CPとの間では英語可で
		すが、プロジェクトサイトでの
		コミュニケーションはアルバ
		ニア語となります
3	執務スペース	有
4	家具(机・椅子・棚等)	有
5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wi-Fi	有

# (6)安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バルカン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

# 3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼ

ンテーション実施要領」を参照してください。

# 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)

#### (1)契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

#### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか 否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとしま す。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容と し、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

# 【上限額】

202,603,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記<u>(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている</u> 項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

# ※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

## (3) 別見積について (評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案 に関する経費
- (4) 定額計上について(該当する口にチェック)
- □ 本案件は定額計上はありません。
- 本案件は定額計上があります(131,303,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確 定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜)	金額に含まれる範	費用項目
				囲	
1	パイロット事業	「第2章 特	114, 000, 000円	パイロット事業関	一般業務費
		記仕様書(案)		連業務にかかる経	
		第4条 2.		費(第三国研修に係	
		(1)③成果3		る経費を除く)	
		に関わる活動」			
2	デジタルペイメ	「第3章 プ	5, 000, 000円	デジタルペイメン	現地再委託
	ントフィージビ	ロポーザル作		ト導入のためのフ	

_					
	リティ調査	成に係る留意		ィージビリティ調	
		事項 2.業務		査及び実際の導入	
		実施上の条件		(必要あれば) に係	
		(3)現地再委		る経費	
		託」			
3	ベースライン調	「第3章 プ	10, 000, 000円	ベースライン調査・	現地再委託
	査およびエンド	ロポーザル作		エンドライン調査	
	ライン調査	成に係る留意		に係る経費	
		事項 2.業務			
		実施上の条件			
		(3)現地再委			
		託」			
4	ABAデジタルプ	「第3章 プ	2, 303, 000円	成果2, 3関連のビ	現地再委託
	ラットフォーム	ロポーザル作		デオ作成・編集(企	
	用ビデオ作成	成に係る留意		画等、コンテンツの	
		事項 2.業務		内容に関わる業務	
		実施上の条件		は除く) に係る経費	
		(3)現地再委			
		託」			

#### (5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。 (千円未満切捨て不要)

# (6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。 払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更 手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

#### (7)機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争 参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

- (8) 外貨交換レートについて
  - 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。 (URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/rate.html)
  - 2) 上記 1) に記載がない国については以下のレートを使用してください。 ▶ 現地通貨=1.62876 円

別紙:プロポーザル評価配点表

別添:プレゼンテーション実施要領

# プロポーザル評価配点表

評価項目	Ī	記 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1)類似業務の経験		6
(2)業務実施上のバックアップ体制等		(4)
ア)各種支援体制(本邦/現地)	3	
イ)ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等		(70)
(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法		60
(2)要員計画/作業計画等	(10)	
ア)要員計画	5	
イ)作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
┃ ┃ (1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任	業務管理
(1)未物工は省の経験・能力/未物を生ノル・ノの計画	者のみ	グループ/体制
1)業務主任者の経験・能力:業務主任者/〇〇	(20)	(8)
1)業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u> ア)類似業務等の経験	( <b>20</b> )	(8)
		` `
ア)類似業務等の経験	10	4
ア) 類似業務等の経験 イ) 業務主任者等としての経験	10	2
ア)類似業務等の経験 イ)業務主任者等としての経験 ウ)語学力	10 4 4	4 2 1
ア) 類似業務等の経験 イ) 業務主任者等としての経験 ウ) 語学力 エ) その他学位、資格等	10 4 4 2	4 2 1
ア)類似業務等の経験 イ)業務主任者等としての経験 ウ)語学力 エ)その他学位、資格等 2)副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/OO</u>	10 4 4 2	4 2 1 1 (8)
ア)類似業務等の経験 イ)業務主任者等としての経験 ウ)語学力 エ)その他学位、資格等 2)副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/OO</u> ア)類似業務等の経験	10 4 4 2	4 2 1 1 (8) 4
ア)類似業務等の経験 イ)業務主任者等としての経験 ウ)語学力 エ)その他学位、資格等 2)副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/OO</u> ア)類似業務等の経験 イ)業務主任者等としての経験	10 4 4 2	4 2 1 1 (8) 4

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者(業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で)が行ってください。なお、業務主任者以外に1名(業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名)の出席を認めます。<u>また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時</u>に併せてご提出ください。

- 1. 実施時期: 「第1章 企画競争の手続き」の「2. (3)日程」参照 (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- 2. 実施方法: Microsoft-Teams による(発言時カメラオンでの)実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
- (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
  - ① Microsoft-Teams を使用する会議

競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。(Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、(システムが不安定になる可能性があることから)認めません。)指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

# ② 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上